

青森県報

第四千二百九十四号

平成二十九年
五月一日
(月曜日)

目次

規 則

告 示

○青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………	(港湾空港課) …… 一
○自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等……………	(市町村課) …… 二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉政策課) …… 三
○生活保護法による医療機関の指定……………	(同) …… 三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) …… 三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 四
○救急病院の設置……………	(医療薬務課) …… 四
○クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定……………	(保健衛生課) …… 四
○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………	(こどもみらい課) …… 五
○特定行為業務の登録……………	(障害福祉課) …… 五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(同) …… 六
○保安林の指定解除……………	(林政課) …… 六

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………	(商工政策課) …… 六
○大規模小売店舗の廃止の届出……………	(同) …… 七
出先機関	
○土地改良区の役員の就任……………	(中南地域 県民局) …… 七
○土地改良事業の工事の完了……………	(三八地域 県民局) …… 七
○土地改良区の役員の就任及び退任……………	(上北地域 県民局) …… 八

規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年七月一日から平成三十年三月三十一日」を「平成二十九年五月七日から平成三十年五月六日」に改め、同項の表中「航行するものを除く」を「航行する航空機で知事が定めるものに限る」に改め、附則第三項を次のように改める。

3 平成二十九年五月七日から同年六月三十日までの間における前項の規定の適用については、同項の表中

直前に沖縄島に所在する飛行場を	ターボジェット発動機を装備する航空機
離陸した航空機(国際航空に従事)	にあつては六分の一、ターボジェット発

<p>するものを除く。）</p>	<p>動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）</p>
<p>とあるのは、</p> <p>空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と新千歳空港との間に於いて航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）</p>	<p>十五分の一</p>
<p>空港と大阪国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機（平成二十六年七月一日前から空港と大阪国際空港との間に於いて航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者に係るものを除く。）</p>	<p>十五分の一</p> <p>ターボジェット発動機を装備する航空機にあつては六分の一、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあつては八分の一（最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一）</p>
<p>空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の</p>	<p>十五分の一</p>

日時により航行するものを除く。）

とする。

附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 平成二十九年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間における附則第二項の規定の適用については、同項の表中

空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行する航空機で知事が定めるものに限る。）

十五分の一

とあるのは、

空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。）

十五分の一

空港と本邦外の地点との間を航行する航空機（路線を定めて一定の日時により航行する航空機で知事が定めるものに限る。）

十五分の一

とする。

附 則

この規則は、平成二十九年五月七日から施行する。

告

示

青森県告示第二百七十二号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の平成二十九年度第二次募

集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百十七条第一項（第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十九年五月十六日から同年六月九日まで		
試験期日	開始時刻	試 験 場	位 置
平成二十九年 六月十七日 (土)	受付後に 通知	青森市大字浪館字近野四五 陸上自衛隊青森駐 屯地	八戸市大字市川町字桔梗野官地 陸上自衛隊八戸駐 屯地
		名 称	

青森県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
あしたばの里黒石診療 所 グリーン調剤薬局 昆歯科医院	黒石市大字末広六の一 五所川原市字一ツ谷五四九の一五 上北郡おいらせ町上明堂八二	平成二六・三・二〇 〃 二九・一・三

青森県告示第三百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ファイブ調剤薬局松森 町店 あおい薬局 昆歯科医院	弘前市大字松森町一一九の八 五所川原市字弥生町三の五 上北郡おいらせ町上明堂八二	平成二九・四・一 〃 二九・二・一

青森県告示第三百七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
グリーン調剤薬局 昆歯科医院	五所川原市字一ツ谷五四九の一五 上北郡おいらせ町上明堂八二	平成二六・三・二〇 〃 二九・一・三

青森県告示第三百七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ファイン調剤薬局松森町店 あおい薬局	弘前市大字松森町一一九の八 五所川原市字弥生町三の五	平成二九・四・一

青森県告示第三百七十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限
医療法人雄心会青森 新都市病院	青森市大字石江字高間一〇九 の一八	平成三十二年四月三十日

青森県告示第三百七十八号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定による

クリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 主催者の住所及び名称
東京都港区新橋六丁目八の二
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 二 研修及び講習の名称

- 1 研修
 - (一) 平成二十九年度青森県クリーニング師研修（第一型）
 - (二) 平成二十九年度青森県クリーニング師研修（第二型（通信制））
- 2 講習
 - (一) 平成二十九年度青森県クリーニング所業務従事者講習（第一型）
 - (二) 平成二十九年度青森県クリーニング所業務従事者講習（第二型（通信制））
- 三 開催日時及び場所（第一型）

日 時	場 所
平成二十九年七月二十日（木） 午後一時から午後五時まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
平成二十九年七月二十七日（木） 午後一時から午後五時まで	五所川原市字一ツ谷五〇三の五 五所川原市民学習情報センター
平成二十九年九月十四日（木） 午前一〇時から午後五時まで （うち廃棄物の処理及び清掃に関する 法律（昭和四十五年法律第三十七 号）に基づく特別管理産業廃棄物管理 責任者の資格を得るための講習（以下	青森市中央三丁目一七の一 アピオ青森

「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」という。の科目は、午前一〇時から正午まで)

2 講習

日 時	場 所
平成二十九年七月二十日(木) 午後一時から午後五時まで	弘前市大字末広四丁目一〇の一 弘前市総合学習センター
平成二十九年七月二十七日(木) 午後一時から午後五時まで	五所川原市字一ツ谷五〇三の五 五所川原市民学習情報センター
平成二十九年九月十四日(木) 午後一時から午後五時まで	青森市中央三丁目一七の一 アピオ青森

四 受講対象者

1 研修

- (一) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師(第一型)
- (二) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師のうち第一型研修を都合により受講できない者(第二型(通信制))

2 講習

- (一) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者(第一型)
- (二) 県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者のうち第一型研修を都合により受講できない者(第二型(通信制))

五 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一六の一
公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター

六 受講料

1 研修受講料

- (一) 五千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含まない場合)
- (二) 八千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む場合)
- (三) 三千円(特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習のみの場合)

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第三百七十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 定 月 日
あおい薬局	五所川原市字弥生町三の五	平成 二九・四・六

青森県告示第三百八十号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇三三〇〇〇〇〇〇五	平成 二九・五・一	特定非常 利活動法 人あおも り24	青森市北 金沢一丁 目一五の 一	特定非常 利活動法 人あおも り24	青森市篠 田一丁目 八の二 エムボ ーズ一 号	平成 二九・五・一	居宅介 護・重度 訪問介 護

青森県告示第百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	アッブル調剤薬局	所 在 地	青森市古川二丁目八の八	指定辞退年月日	平成 二九・三・三
-----	----------	-------	-------------	---------	--------------

青森県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林の所在場所
上北郡横浜町字雲雀平一の一四八
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 保安林解除の理由
指定理由の消滅



大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イトーヨーカドー青森店ショッピングセンター
青森市浜田一丁目一四の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 戸井和久	変 更 後	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 三枝富博	変更年月日	平成 二九・三・一
-------	--------------------------------------------	-------	--------------------------------------------	-------	--------------

- 三 届出年月日
平成二十九年三月二十九日
- 四 届出書の縦覧

1 場 所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期 間

平成二十九年五月一日から同年九月一日まで

3 時 間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十九年九月一日
提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田東一番町店

十和田市東一番町一の六〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前	三、二六一平方メートル
廃止後	〇平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成二十九年三月三十一日
届出年月日

平成二十九年三月二十九日

出 先 機 関

土地改良区の役員の内

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年五月一日

中南地域県民局長 柏 木 司

役員の内 区別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	藤田 健吾	弘前市大字高杉字山下二の一〇	平成二九・三・三

土地改良事業の完了

白山地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十九年五月一日

三八地域県民局長 津 島 正 春

一 県営土地改良事業の名称

農業用河川工作物応急対策事業

二 工事完了年月日

平成二十九年三月十四日

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、十和田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年五月一日

上北地域県民局長 櫻庭 憲司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	平館 元秀	十和田市大字相坂字高見九八の一	平成 三三・四一就任
〃	畑山 昭雄	〃 大字切田字横道一五	〃
〃	久田 伸一	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山四の七	〃
〃	國分 勝雄	十和田市大字藤島字藤島二三	〃
〃	平館 龍太郎	〃 大字相坂字高見一二五	〃
〃	高館 孝	上北郡六戸町大字犬落瀬字高館八二の三	〃
〃	栗山 敬一	十和田市大字相坂字小林一一の一	〃
〃	佐藤 建一	〃 大字切田字半在池三の一	〃
〃	竹ヶ原 善昭	〃 大字相坂字相坂一〇七の二	〃
〃	竹ヶ原 直大	〃 〃 字長漕四〇の一	〃
監事	岡田 良平	上北郡六戸町大字折茂字畑刈下七二	〃
〃	國分 弘志	十和田市大字藤島字藤島五	〃
〃	山崎 市松	上北郡おいらせ町瓢一二の一	〃
理事	苦米地 弘美	十和田市大字相坂字相坂七八	二九・三三退任
〃	國分 勝雄	〃 大字藤島字藤島二三	〃
〃	竹ヶ原 幸光	〃 大字相坂字長漕四〇の一	〃
〃	畑山 昭雄	〃 大字切田字横道一五	〃
〃	久田 伸一	上北郡六戸町大字犬落瀬字柴山四の七	〃
〃	滝沢 惣吉	十和田市大字切田字堰向五六の二	〃

〃	平館 龍太郎	〃 大字相坂字高見一二五	〃
〃	高館 孝	上北郡六戸町大字犬落瀬字高館八二の三	〃
〃	平館 元秀	十和田市大字相坂字高見九八の一	〃
〃	栗山 敬一	〃 〃 字小林一一の一	〃
〃	國分 弘志	〃 大字藤島字藤島五	〃
〃	山崎 市松	上北郡おいらせ町瓢一二の一	〃
〃	岡田 良平	六戸町大字折茂字畑刈下七二	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭